

一般社団法人 北師同窓会 役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人北師同窓会（以下「本法人」という）定款第25条の規定に基づき、役員報酬について定めることを目的とする。

(意義)

第2条 この規程における役員報酬とは、本法人が役員に対し、役員としての業務の対価として支払うものをいう。

(決定機関)

第3条 本法人は、理事会の議決を経て、役員に報酬を支給する。

(報酬の種類)

第4条 役員報酬は、月額報酬とする。

2 報酬総額は、別表に示す範囲内で理事会が別に定める。

(役員報酬の支払と控除)

第5条 役員報酬は、毎月25日に支給する。

2 所得税等の控除は、報酬から控除して支給する。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が理事会の承認を得て、別に定める。

附則

1. この規程は、平成25年4月1日から施行する。
2. 役員報酬は、会長のみとし、副会長・専務理事を対象としない。
3. 役員報酬は、月額1万円とする。
4. 外部委託監事には、理事会の承認を得て謝金を支出する。

別表

職名	報酬の総額範囲
会長	200,000円以内

<参考> 社団法人 北師同窓会定款

第25条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、会長及び副会長、専務理事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給基準に従って算出した額を報酬等として支給することができる。